

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2021年8月24日
02-他-F-01-0090_改0

技術基準要求機器リストに関する説明書

2021年8月

東北電力株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用）…………… 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト）…………… 24

1. 技術基準要求機器リスト(ヒアリング用)

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロア※	性能・機能	明確にする必要がある仕様(基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設区分	系統	機器名										
施設共通 (アクセスルート)	-	ブルドーザ	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	屋外アクセスルートに対する影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び発地下降等のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、災害時アクセスルートの中核部分を確保し、事前に復旧可能なブルドーザを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ(台数1(予備1))及びバックホ(台数1(予備1))を保管、使用する。	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
施設共通 (アクセスルート)	-	バックホウ	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	同上	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
施設共通 (安全避難通路)	-	安全避難通路(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1.2号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)	DB※	13.54条	13条1	E	安全避難通路	-	発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1.2.3号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)及び照明の電源が喪失した場合においても機能を損わない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯責に内蔵した蓄電池より電力を供給できる非常灯(「第1号機設備」、「第1号機設備、第1.2.3号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)及び非常灯(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1.2.3号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)を設置し、安全に避難できる設計とする。	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	誘導灯(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1.2号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)	DB※	13.54条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	非常灯(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1.2号機共用」及び「第1号機設備、第1.2.3号機共用」)	DB※	13.54条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用照明	DB※	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する設計とする。	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	直流照明兼非常用照明	DB※	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	直流照明	DB※	13.54条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(懐中電灯)	DB※	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、内蔵電池を備える可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用))を配備する設計とする。	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ランタンタイプLEDライト)	DB※	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))	DB※	13.54条	13条6	E	作業用照明の確保	-	同上	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(SA)	SA	54条	54条92	E	作業用照明の確保	-	重大事故等対応設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、誤操作操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	-		
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用電源設備からの給電	DB※	13.54条	13条3	E	電源設備からの給電	-	非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び125V蓄電池、並びに直流照明は120V蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。	-	※:54条要求を含む	
施設共通 (電巻)	-	電巻防護ネット	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 縫製 綱目寸法 厚さ	防護措置として設置する防護対象施設としては、電巻防護ネット(金網部)(縦鋼材:線径φ4mm、綱目寸法50mm及び40mm)、防護網(縦糸綱:縦径5mm以上)及び支持部材により構成する。)及び電巻防護鋼板(防護鋼板(炭素鋼:板厚5mm以上)及び充填土)により構成する。)を設置し、内容する外部事象防護対象施設の機能を損わないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対象施設は、地震時において外部事象防護対象施設に及ぶ的影響を及ぼさない設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
施設共通 (電巻)	-	電巻防護鋼板	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通 (地震)	-	揚水ポンプ	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	個数 容量 揚程 起動機出力	防潮堤下部の地盤改良等により山から海に向かう地下水の流れが遮断され、敷地内の地下水位が地表付近付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構造物等に生じる浸透化影響の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するために、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに地下水位低下設備を各エリアに系統設置する。 耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設等において、地下水位低下設備の効果が及ぶ範囲(OP+14.8m)においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し、水位の影響を考慮する。なお、地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水位の影響を考慮する。 地下水位低下設備は、ドレーン、接続網、揚水ポンプ、揚水ポンプ、配管、水位計、制御盤、電源(ディーゼル発電機)、電源室及び電路により系統を構成する。 地下水位低下設備は、ドレーン及び接続網により揚水ポンプに地下水を集水し、揚水ポンプ(容量375m ³ /h/個、揚程52m、原動機出力110kW/個)により、揚水ポンプに接続された配管を通じて地下水を屋外排水池へ排水する。 揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容量を有する設計とし、設備の個数向上のため100%容量のポンプを系統化し2個(計4個)設置し、集水した地下水を排水できる設計とする。 揚水ポンプ、配管及び水位計は揚水ポンプ内に設置し、揚水ポンプにより支持するとともに、揚水ポンプに差を設置することで、外部事象の影響を受けない設計とする。 地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持可能なため、基準地震動Saによる地盤力に対して機能維持する設計とする。 また、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十二条第2項に基づき、地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの各エリアで、多重性及び独立性を備える設計するとともに、外部事象等による機能喪失原因に対し機能維持する設計とする。	地下水位低下設備の設計方針		
施設共通 (地震)	-	水位計	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	個数	地下水位低下設備は、1系統当たり2個(計12個)設置した水位計からの水位検出を用いて、2 out of 3論理により揚水ポンプの自動起動及び自動停止を行うことで、揚水ポンプの水位を自動で制御できる設計とする。また、各系統の水位を、原子炉建屋及び中央制御室に設置した制御盤から監視可能な設計とする。水位や設備の異常時には、これらを検出後に自動的に中央制御室に警報(水位低下又は高、水位高、過負荷等)を発生する装置を設けとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。	地下水位低下設備の設計方針		

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
施設共通 (地震)	-	ドレーン	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	-	地下水位低下設備は、ドレーン、接続樹、排水弁、排水ポンプ、配管、水位計、制御盤、電源(ディーゼル発電機)、電源盤及び電路により系統を構成する。	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	接続樹	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	-	同上	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	排水弁	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	-	同上	地下水位低下設備の設計方針	蓋を蓋む
施設共通 (地震)	-	配管	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	-	同上	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	制御盤	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	D	地下水位保持機能	-	制御盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり現場及び中央制御室に1面ずつ設置し、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水給水設備建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごとに、監視・制御可能な設計とする。	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	電源盤	DB/SA	5.50条	5条61 50条64	B	地下水位保持機能	容量	地下水位低下設備は、電源盤(容量200kVA)及び電路を設け、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機及び非常用直流電源設備であるガスタービン発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。 電源盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり1面ずつ設置し、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水給水設備建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごとに電力を供給できる設計とする。	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備)	DB/SA	5.50条	5条62 50条65	D	電源設備からの給電	-	同上	地下水位低下設備の設計方針	
施設共通 (地震)	-	常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備)	SA	50条	5条61	D	電源設備からの給電	-	同上	地下水位低下設備の設計方針	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	原子炉建屋原子炉棟(屋根トラス、耐震壁等)	DB	26条	26条41	E	基準地震動S _{all} によって使用済燃料プールへ落下しない設計	-	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動S _{all} に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については既設(プレキャスト)の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥離のない構造とする。また、燃料取扱床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の新設壁であり、燃料取扱床の床面より下部の新設壁と合わせて基準地震動S _{all} に対して使用済燃料プール内に落下しない設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵槽の状態監視)	DB	34条	34条34	E	電源設備からの給電	-	燃料貯蔵プール水温、燃料貯蔵プール水位及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料プールの水温及び水位を計測することができる設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)、所内常設蓄電池式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能であり、使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)及び使用済燃料プール監視カメラは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	所内常設蓄電池式直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用直流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電池式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	所内常設蓄電池式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型計測器	SA	73条	73条11	B (B)	可搬型計測器による温度、水位等の計測・監視	精度	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度及び水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備)を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管)) (計測制御系統施設のうち24 電源喪失時の計測の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備として兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び圧力を監視する装置の構成に関する説明書及び計測範囲及び計測動作電圧に関する説明書	410 計測制御系統施設の基本設計方針の兼用

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様(基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様を記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	使用済燃料プール監視カメラ	SA	69.73条	69条52 73条3	B	重大事故等時における使用済燃料プールの状態監視	使用済燃料プール監視カメラ(個数1)は、想定される重大事故等時において使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。 また、使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一体化の冷却装置により冷却することで、耐環境性向上を図る設計とする。 重大事故等に対処するために監視することが必要となる場合は、炉心損傷止まり及び格納炉等監視防衛対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対応設備の他、使用済燃料プール監視カメラ(個数1)とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書及び計測範囲及び監視動作範囲に関する説明書		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.1 燃料プール冷却浄化系	常設代替交流電源設備からの給電(重大事故等時における使用済燃料プールの除熱)	SA	69条	69条56	E	電源設備からの給電	-	燃料プール冷却浄化系は、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機冷却水系を用いて、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.2 燃料プール代替注水系	サイフォンブレイク孔	SA	69条	69条3 69条4	D	サイフォン現象防止	-	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却浄化系からサイフォン現象による水の漏れが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟における水量が放射線遮蔽を管理する上で定めた値を超過する危険がある場合、サイフォン現象防止等の放射線の遮蔽に必要な水位を維持するため、燃料プール冷却浄化系配管上部にサイフォンブレイク孔を設ける設計とする。 サイフォンブレイク孔は、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.2 燃料プール代替注水系	ホース延長回収車	SA	69条	69条12 69条23	C	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	燃料プール代替注水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。 燃料プール代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主査特設設備	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.3 燃料プールのスプレイス	ホース延長回収車	SA	69条	69条33 69条42	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	燃料プールのスプレイス(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールのスプレイス」の設備として兼用により行う設計とする。 燃料プールのスプレイス(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.3 燃料プールのスプレイス」の設備として兼用により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2/52.4.2 燃料プール代替注水系の兼用	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.4 放射性物質拡散抑制系	ホース延長回収車	SA	69.70条	69条48 70条4	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設備のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2/52.4.2 燃料プール代替注水系の兼用	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2/52.4.4 放射性物質拡散抑制系	シルトファン	SA	70条	70条8	C(C)	海洋への放射性物質拡散抑制	シルトファンは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトファンを二重に設置することとし、南側排水路排水口(幅:高さ約5m、幅約5m)として2台、東側排水路排水口(幅:高さ約7m、幅約5m)として2台、北側排水路排水口(幅:高さ約6m、幅約10m)として計2台、排水口に本機1本及び高さが約12m、幅約20m)として計6本の合計12本使用する設計とする。また、予備については、破損時のバックアップとして、各設置場所に対して1組の合計6本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	7.47.3(7) 放射性物質拡散抑制系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(主蒸気過し安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対応設備として、主蒸気過し安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を充電し、作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧できる設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替直流電源設備からの給電(主蒸気過し安全弁)	SA	61条	61条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気過し安全弁の機能回復のための重大事故等対応設備として、可搬型代替直流電源設備は、主蒸気過し安全弁の作動に必要な常設直流電源設備が機能喪失した場合においても、12V直流電源切替装置を切り替えることにより、主蒸気過し安全弁(11機)の作動に必要な電源を供給できる設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	常設代替交流電源設備からの給電(主蒸気過し安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対応設備として、主蒸気過し安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を充電し、作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧できる設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	常設代替交流電源設備からの給電(主蒸気過し安全弁)	SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替直流電源設備からの給電(可搬型代替直流電源設備による主蒸気過し安全弁機能回復)	SA	61条	61条17	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対応設備として、主蒸気過し安全弁は、可搬型代替直流電源設備により作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧できる設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.1 残留熱除去系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準)として、原子炉格納容器(サブプレッションチェンバモード)及び残留熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.1 残留熱除去系)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却)	SA	62条	62条50	E	電源設備からの給電	-	発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、原子炉冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機冷却水系から供給できる設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	63条5	B(B)	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	系統設計流量	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対応設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラップ液流、金属繊維フィルタ、放射性ろ過フィルタ)、フィルタ装置出口閉鎖装置(バックアップ)、配管・弁類、計測制御装置等で構成される放射線遮蔽能力を有する原子炉格納容器放射線遮蔽系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量0.00m ³ (10m ³ /日以下))すること、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.47.3(9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	フィルタ装置	SA	63条	63条7	B(B)	排気中に含まれるよう素等の除去	個数 pH	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素スクラップ液中に捕集・保持するためにアルカリ性状態(待機状態においてpH10以上)に維持する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.47.3(9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様(基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作設備	SA	63条	63条15	B(B)	遠隔人力操作	個数	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。	原子炉格納施設設計条件に関する説明書	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作設備遮断装置	SA	63条	63条16	B(B)	遠隔手動弁操作場所の作業員の放射線防護	材料厚さ	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋設備内とし、サプレッションチェンバ出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下(覆及びドライウエルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上)に遮断装置(遠隔手動弁操作設備遮断装置(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)(以下同じ。))を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備遮断装置は、炉心の暑い環境時において、原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁操作ができるよう、どちらの遮断装置においても鉛厚さ2mmの遮断装置を有する設計とする。	原子炉格納施設設計条件に関する説明書	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	ホース延長回収車	SA	63条	63条22	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(燃料物量の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール注水系統」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2) 燃料プール代替注水系統の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	48-F045(格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁)	SA	63条	63条10	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、直列で2重設置(ベント用非常用ガス処理系側隔離弁(T48-F020)と格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁(T48-F045)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)、ベント用換気空調系側隔離弁(T48-F021)と格納容器排気換気空調系側止め弁(T48-F046)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)、原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F043)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)と原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F044)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)とし、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔離することで悪影響を及ぼさない設計とする。	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	748-F046(格納容器排気換気空調系側止め弁)	SA	63条	63条10	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	同上	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	748-F043(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁)	SA	63条	63条10	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	同上	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	748-F044(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁)	SA	63条	63条10	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	同上	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	所内常設電圧式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、所内常設電圧式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作可能な設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型変圧器ガス供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	-	可搬型変圧器ガス供給装置は、車庫内に搭載された可搬型変圧器ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	748-F043(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁)	SA	63条	63条30	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(直流)(ドライウエルベント用出口隔離弁(T48-F019)及びサプレッションチェンバ出口隔離弁(T48-F022))は所内常設電圧式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交流)(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F043)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)及び原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F044)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)については常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作可能な設計とする。	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	748-F044(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁)	SA	63条	63条30	E(E)	悪影響防止(他系統との隔離)	-	同上	-	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	SA	63条	63条26	B	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	系統設計流量	残熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破壊を防止するための重大事故等対応設備として、耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器内設置された原子炉格納容器排気換気系を bypass して、排気筒を通して原子炉建屋外に放出(系統設計流量 10.0kg/s (1PaId において))することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。	原子炉格納施設設計条件に関する説明書	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	遠隔手動弁操作設備	SA	63条	63条31	B(B)	遠隔人力操作	個数	電動弁(直流)については、遠隔手動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)によって人力による操作可能な設計とし、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。	原子炉格納施設設計条件に関する説明書	7.4(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	常設代替直流電源設備からの給電(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	-	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(直流)(ドライウエルベント用出口隔離弁(T48-F019)及びサプレッションチェンバ出口隔離弁(T48-F022))は所内常設電圧式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交流)(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F043)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)及び原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡格納弁(T48-F044)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)については常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作可能な設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	可搬型代替直流電源設備からの給電(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	所内常設電圧式直流電源設備からの給電(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	常設代替直流電源設備からの給電(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についてのP3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フローによる

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3) 耐圧強化ベント系	可搬型代替直流電源設備からの給電(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	63条30	E	電源設備からの給電	—	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(図4)「ラフウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)及びサブプレッションチェンバベント用出口隔離弁(T48-F022)は所内常設電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交流)(原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉格納容器のうち「5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)及び原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管止め弁(T48-F044)(原子炉格納容器のうち「5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)については常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1) 高圧炉心スプレイ系	原子炉建屋ブローアウトパネル	SA	61条	61条21	B(E)	原子炉建屋原子炉棟内の環境改善	設置枚数 開放差圧	また、インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対応設備として、原子炉建屋ブローアウトパネル(設置枚数1、開放差圧4.4kPa)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉心スプレイ系」の設備として兼用)は、高圧炉心スプレイ系が動作する原子炉棟内へ導入して気密となり、原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1) 高圧炉心スプレイ系	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 備数	サブプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、備数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替管理冷却系並に「重大事故等対応設備(設計基準拡張)である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)」の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.1) 高圧炉心スプレイ系	E22-F003(高圧炉心スプレイ系注入隔離弁)	SA	61条	61条22	E	インターフェイスシステムLOCA隔離弁	—	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対応設備として、高圧炉心スプレイ系注入隔離弁(E22-F003)は、現場で存続操作することにより原子炉冷却材の漏れ箇所を隔離できる設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.2) 低圧炉心スプレイ系	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 備数	サブプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、備数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替管理冷却系並に「重大事故等対応設備(設計基準拡張)である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)」の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.2) 低圧炉心スプレイ系	常設代替直流電源設備からの給電(低圧炉心スプレイ系による低圧注水)	SA	62条	62条27	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系(原子炉格納容器冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替直流電源設備を使用し、低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計とする。低圧炉心スプレイ系は、常設代替直流電源設備からの給電により動作を可能とし、低圧炉心スプレイ系ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)、又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	E61-F003(高圧代替注水系注入弁)	SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	—	高圧代替注水系は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、所内常設電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場で人力による原子炉隔離時冷却系(高圧代替注水系)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設備として兼用)は、高圧代替注水系注入弁(E61-F003)、高圧代替注水系タービン止め弁(E61-F004)及び燃料プール補給系ポンプ吸込弁(P15-F001)の操作により、原子炉冷却材圧力カウチングの減圧対策及び原子炉冷却材圧力カウチング低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	E61-F050(高圧代替注水系タービン止め弁)	SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	E51-F082(原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁)	SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	P15-F001(燃料プール補給系ポンプ吸込弁)	SA	60条	60条7	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	所内常設電式直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	—	高圧代替注水系は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は所内常設電式直流電源設備からの給電が可能な設計とし、所内常設電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	可搬型代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.3) 高圧代替注水系	可搬型代替直流電源設備からの給電(高圧代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条6	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E51-F003(原子炉隔離時冷却系注入弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で原子炉隔離時冷却系注入弁(E51-F003)、原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気ライン第二隔離弁(E51-F008)(原子炉冷却系統施設のうち「6.1 原子炉隔離時冷却系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.5 原子炉隔離時冷却系」の設備として兼用)、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁(E51-F009)、原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁(E51-F017)、原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁(E51-F082)(原子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設備として兼用)、原子炉隔離時冷却系蒸気タンクドレン弁(E51-F036)及び高圧代替注水系蒸気供給ライン分離弁(E61-F064)を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力カウチングの減圧対策及び原子炉冷却材圧力カウチング低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E51-F009(原子炉隔離時冷却系タービン止め弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E51-F017(原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E51-F082(原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	主査設備
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E51-F036(原子炉隔離時冷却系蒸気タンクドレン弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	E61-F064(高圧代替注水系蒸気供給ライン分離弁)	SA	60条	60条9	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の電圧が低下する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する設計とする。原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4) 原子炉隔離時冷却系	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	ホース延長回収車	SA	62条	62条15	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(準備1)) (燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5/2.4.2 燃料プール代替注水系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条8	E	電源設備からの給電	—	直流駆動低圧注水系ポンプは、常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交流)は、全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置場所にて手動操作できる設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設/直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条8	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6) 代替循環冷却系	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系並びに重大事故等対応設備(設計基準施設)である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納容器の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6) 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条39	E	電源設備からの給電	—	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6) 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条39	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.8) 残留熱除去系	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系並びに重大事故等対応設備(設計基準施設)である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納容器の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.8) 残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水)	SA	62条	62条18	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源喪失又は原子炉格納冷却水系(原子炉格納冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉格納冷却水系(原子炉格納冷却海水系を含む。)又は原子炉格納冷却水系から供給できる設計とする。	—	—
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.9) 代替水移送系	ホース延長回収車	SA	71条	71条18	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	水害への水の供給に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(準備1)) (燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.10.2 代替水移送系」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5/2.4.2 燃料プール代替注水系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.8.3) 原子炉格納機冷却水系	ホース延長回収車	SA	62.63.64, 65.66.69	62条24 62条33 62条45 62条56 63条41 64条25 64条37 65条12 66条42 69条80	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納機冷却水系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(準備1)) (燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3 原子炉格納機冷却水系」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5/2.4.2 燃料プール代替注水系の兼用

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロア※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記 載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様を記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	機能的分離(防護装置)	DB	35条	35条6	E	不正アクセスからの防護措置	-	<p>安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作の防止並びに物理的及び電氣的アクセスの制限を設け、システムの更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作を防止する措置を講ずること、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。</p> <p>安全保護装置のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び電氣的アクセスの制限を設け、システムの更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置を講ずること、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。</p> <p>安全保護装置が収納された筐体の施設によりハードウェアを直接操作させない措置を実施すること及び安全保護装置のうち一部デジタル演算処理を行うハードウェア及びハードウェア回路は設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性確認を適切に行うことを保安規定に定め、不正アクセスを防止する。</p>	-	-
計測制御系統施設	-	衛星電話設備(固定型)	DB/SA	46.47.74, 76.7条	46条5, 47条7, 77条1, 77条16, 74条9, 74条11, 76条25	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)、電力保安用通信電話設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用通信電話設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要箇所と共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所外(社内)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内)の必要箇所と共有するための通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	-	-
計測制御系統施設	-	衛星電話設備(携帯型)	DB/SA	46.47.76, 77条	46条5, 47条7, 77条1, 77条16, 74条9, 74条11, 76条25	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)、電力保安用通信電話設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用通信電話設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要箇所と共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所外(社内)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内)の必要箇所と共有するための通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	-	-
計測制御系統施設	-	送受話器(バーゼンダ)(警報装置を含む。)	DB	46.47条	46条5, 47条7	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ) (警報装置を含む。)、電力保安用通信電話設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用通信電話設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要箇所と共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故が発生した場合において、発電所外(社内)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内)の必要箇所と共有するための通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	-	-
計測制御系統施設	-	局線加入電話設備(加入電話機、加入FAX)	DB	46.47条	47条10, 46条5	E	通信連絡機能	-	<p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用通信電話設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の事故が発生した場合において、当該事故が判明するため、発電所内の関係職員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p>	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	社内テレビ会議システム	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	-	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定型)、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	移動無線設備(固定型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型送話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	-	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定型)、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)	DB	46.47条	46条5 47条7 47条10	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型送話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定型)、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	電力保安通信用電話設備(衛星保安電話(固定型))	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	-	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定型)、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	DB/SA	46.47.76, 77条	47条10 77条16 46条5 76条25	E	通信連絡機能	-	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定型)、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所と共有するための通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	-	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記 載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(固定型)	DB/SA	46.47.74, 76.77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 74条9 74条11 76条25	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設内基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外(社内)の必要な場所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所外)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数の無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(携帯型)	DB/SA	46.47.76, 77条	46条5 47条7 77条1 76条25	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	移動無線設備(車載型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	携行型通信装置	DB/SA	47.77条	47条7 77条1	E	通信連絡機能	-	<p>警報装置として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数の送受話器(ベージング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動無線設備(車載型)、携行型通信装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通信装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	-	
計測制御系統施設	-	安全パラメータ表示システム(SPDS)	DB/SA	46.47.73, 76.77条	46条3 47条8 73条13 76条24 77条6	E	監視機能	-	<p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちのSPDS伝送装置にて電報的に記録、保存し、電報室により取得した記録が失われないとともに簡潔な出力ができる設計とする。また、記録は必要な容量を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、制御室側に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	データ伝送設備	DB/SA	47.77条	47条11 77条20	E	監視機能	-	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERS)へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	<p>通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、専用電話設備(地方公共団体ホットライン)、社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による列状受容のときも併用使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。</p>	-	
計測制御系統施設	-	電力保安通信用回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	通信事業者回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	同上	-	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様(基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	非常用交流電源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	警報装置、遠隔連絡設備(発電所内)及び安全/アラーム表示システム(SPDS)については、非常用所内電源又は無停電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替制御挿入機能) 手動	SA	59条	59条3	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替制御挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)手動	SA	59条	59条4	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップを解除し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能) 手動	SA	59条	59条8	E	手動操作機能	-	また、ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、自動減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	SA	59条	59条4	E	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	-	発電用原子炉が運転を緊急に停止しなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変動から発生していることと判定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプを自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	フィルタ装置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/O)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置出口水素濃度	SA	67.73条	67条21 73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	種数 計測範囲	原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度(種数2、計測範囲0~20vol%のものを1個、計測範囲0~100vol%のものを1個)を付ける設計とする。 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、原子炉格納容器及び格納容器内防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は(表1)計測制御系統施設の主要設備リストの「計測範囲」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(種数5、計測範囲0~500℃)、フィルタ装置入口圧力(広帯域)(種数1、計測範囲0~1~1MPa)、フィルタ装置出口圧力(広帯域)(種数1、計測範囲0~1~1MPa)、フィルタ装置水位(広帯域)(種数3、計測範囲0~3650mm)、フィルタ装置温度(種数3、計測範囲0~200℃)、フィルタ装置出口水素濃度(種数2、計測範囲0~20vol%のものを1個、計測範囲0~100vol%のものを1個)、原子炉格納容器冷却水系流量(種数2、計測範囲0~4000m ³ /h)、残留除去系熱交換器冷却水入口流量(種数2、計測範囲0~1500m ³ /h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(種数8、計測範囲0~500℃)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び監視動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)	SA	67.73条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	種数 容量 吐出圧力	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)(種数2、容量、吐出圧力)以上、排出圧力(種数2、容量、吐出圧力)以上、サンプリング冷却(種数2、吐出圧力(種数1、吐出圧力)以上)により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	SA	67.73条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	種数 容量 吐出圧力	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(サンプル冷却器)	SA	67.73条	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	種数 伝熱面積	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上階及び原子炉建屋地下階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上階及び原子炉建屋地下階に設置するものについては、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針番号 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素温度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素温度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電池式直流電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素温度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	原子炉圧力容器温度	SA	73条	73条3	B	原子炉圧力容器内の温度の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対応設備の他、原子炉圧力容器温度(個数1、計測範囲0~500℃)、フィルタ装置入口圧力(広帯域)(個数1、計測範囲0.1~1MPa)、フィルタ装置出口圧力(広帯域)(個数1、計測範囲0.1~1MPa)、フィルタ装置水位(広帯域)(個数3、計測範囲0~350mm)、フィルタ装置水温度(個数3、計測範囲0~200℃)、フィルタ装置出口水素温度(個数2、計測範囲0~30vol%のもの1個、計測範囲0~100vol%のもの1個)、原子炉格納冷却水系統流量(個数2、計測範囲0~4000m ³ /h)、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量(個数2、計測範囲0~1500m ³ /h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0~500℃)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置入口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置出口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置水位(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	フィルタ装置水温度	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	原子炉格納冷却水系統流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び変動動作範囲に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	可搬型計測器	SA	73条	73条11	B	重要監視パラメータ等の監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む)1セット26個(予備26個(緊急時対応設備に保管))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、計測装置等の設備と兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲に関する説明書	主登録設備
計測制御系統施設	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	SA	68.73	68条4 73条3	B	静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視	個数 計測範囲 検出器種類	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0~500℃、検出器種類 熱電対)は、静的触媒式水素再結合装置の入口及び出口側の温度により、静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	-
計測制御系統施設	-	高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対応設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対応設備を活用する手続等の着手の判断基準として用いる6-2F-1母線電圧、6-2F-1母線電圧、6-2D母線電圧、6-2D母線電圧、125V直流主母線2A電圧、125V直流主母線2B電圧、200V直流主母線電圧、HPCS125V直流主母線電圧、高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力及び代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力を計測する装置は、重大事故等対応設備としての設計を行う。	-	-
計測制御系統施設	-	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-1 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-2 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	6-2H 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	4-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	4-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2A 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2B 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2A-1 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主母線2B-1 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	250V 直流主母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	HPCS125V 直流主母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電池式直流電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を使用できる設計とする。	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定視観に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロア※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	炉心停機防止対策及び格納容器破砕防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失時により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条14 74条25 74条10 74条12	E	電源設備からの給電	-	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 可搬型照明(SA)及び原子炉建屋ブローアウトバルブ閉止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(固定型)及びデータ表示装置(待避所)は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条14 74条25 74条10 74条12	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	-	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	非常用交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	77条9 77条10 77条13 77条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	-	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び原子力防炎ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	非常用交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	77条22 77条25 77条26	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	モニタリングポスト(データ伝送系(有線))	DB	34条	34条30	E	データ伝送機能	-	モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所(建屋)において有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とする。	-	
放射線管理施設	-	モニタリングポスト(データ伝送系(無線))	DB	34条	34条30	E	データ伝送機能	-	同上	-	
放射線管理施設	-	非常用交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	DB/SA	34.75条	34条29 75条9	E	電源設備からの給電	-	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間圏量を計測することができる設計とする。更に、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源供給が停止せず、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	-	
放射線管理施設	-	モニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電	DB	34条	34条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵槽の状態監視)	DB	34条	34条26	E	電源設備からの給電	-	エリアモニタリング設備のうち、燃料交換フロア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても、非常用電源系からの電源供給により、積算当量率を計測することができる設計とする。	-	
放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	フィルタ装置出口放射線モニタは、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様を記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破砕防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の運転を維持するためのバリエーションを計画する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備からの給電等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	—	—
放射線管理施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	—	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室循環送風機は、非常用交流電源設備に加え、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加え、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
放射線管理施設	—	非常用交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	可搬型モニタリングポストデータ処理装置	SA	75条	75条6	E	放射線量の監視	—	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し、検出率を確保する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策用で可搬型モニタリングポストデータ処理装置にて監視できる設計とする。	—	—
放射線管理施設	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ	SA	75条	75条2	B	放射性物質の濃度監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射性物質を監視するための移動式モニタリング設備として、γ線サーベイタ、β線サーベイタ、α線サーベイタ及び電離室サーベイタを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1))、小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	—
放射線管理施設	—	小型船舶	SA	75条	75条2	C	海上での放射線量監視	個数	同上	—	設定根拠に関する説明書(別添)
放射線管理施設	—	代替気象観測設備	SA	75条	75条11	B	気象の監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、代替気象観測設備(個数1(予備1))を保管する設計とする。	—	環境測定装置の構造図及び取付箇所を示した図面
放射線管理施設	—	代替気象観測設備データ処理装置	SA	75条	75条14	E	気象の監視	—	代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策用で代替気象観測設備データ処理装置にて監視できる設計とする。	—	—
放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	75条9	E	電源設備からの給電	—	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空圧量を計測することができる設計とする。更に、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電圧切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合に、非常用交流電源設備に加え、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.1 中央制御室換気空調系	V30-D303(中央制御室外気取入ダンパ(前))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	—	中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び重大事故等時には、中央制御室換気空調系の中央制御室外気取入ダンパ(前)、(後)(V30-D303、D304)、中央制御室少量外気取入ダンパ(A)、(B)(V30-D301A、B)及び中央制御室排風機(A)、(B)出口ダンパ(V30-D305A、B)を閉鎖することにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A)、(B)(V30-D302A、B)を開閉することにより中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を被ばから防護する設計とする。	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.1 中央制御室換気空調系	V30-D304(中央制御室外気取入ダンパ(後))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	—	同上	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.1 中央制御室換気空調系	V30-D305A(B)(中央制御室排風機(A)(B)出口ダンパ)	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	—	同上	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.1 中央制御室換気空調系	V30-D301A(B)(中央制御室少量外気取入ダンパ(A)(B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	—	同上	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.1 中央制御室換気空調系	V30-D302A(B)(中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A)(B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	—	同上	—	—
放射線管理施設	6/4/8.2.4 中央制御室待避所加圧空気供給系	差圧計(中央制御室待避所用)	SA	74条	74条15	B	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(中央制御室待避所用)(個数1、計測範囲0~200Pa)により、中央制御室待避所と中央制御室との間が圧正に必要な差圧が確保できていることを把握できる設計とする。	—	中央制御室の居住性に関する説明書
放射線管理施設	6/4/8.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系	差圧計(緊急時対策所用)	SA	76条	76条19	B	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(緊急時対策所用)(個数1、計測範囲-100~500Pa)は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。	—	緊急時対策所の居住性に関する説明書
原子炉格納施設	—	原子炉建屋ローアフトパネル	—	—	74条23	E	原子炉建屋原子炉棟気密バウンダリ	—	原子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の責任を確保することができる設計とする。原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋原子炉棟に設置する原子炉建屋ローアフトパネル(原子炉冷却系統統括設備のうち「2 高圧炉心スプレイス」、浸水防護施設と兼用)以下同様。は、閉鎖時の結露又は漏洩防止に格納容器棟内に原子炉建屋ローアフトパネル閉止装置により開口部を閉止可能な設計とする。	—	主査記録簿
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	ホース延長回収車	SA	66条	66条16	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))は、燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2 原子炉格納容器下部注水系」の設備として兼用により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2/5/2.4.2 燃料プール代替注水系の兼用
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)a 原子炉格納容器下部注水系	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉压力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイスに使用する設計基準事故時対策用である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故等対策用(設計基準事故時)である代替循環冷却系(格納容器スプレイス冷却モード)及び再熱除去系(サプレッションプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書の兼用
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	—	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)a 原子炉格納容器下部注水系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	7/4(7.3.6)a 原子炉格納容器下部注水系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロア※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記 載する項目)	仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	74(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)代替循環冷却ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)代替循環冷却ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)b 原子炉格納容器下部注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	ホース延長回収車	SA	64.66条	64条12 66条30	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数(予備1))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プールの代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」の設備として兼用により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	25(2)4.2 燃料プールの代替注水系の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	所内常設直流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	所内常設直流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	原子炉格納容器(サブプレッションチャンバ)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブプレッションチャンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故対応設備(設計基準拡張)である換熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び換熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(代替循環冷却系))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)d 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(代替循環冷却系))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)e 高圧代替注水系	所内常設直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常設直流電源設備からの給電が可能な設計とし、所内常設直流電源設備が機能喪失した場合でも、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により中央制御室からの操作が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)e 高圧代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)e 高圧代替注水系	可搬型代替直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)e 高圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)e 高圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	74(7.3.6)f 低圧代替注水系	ホース延長回収車	SA	66条	66条57	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プールの代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2 低圧代替注水系」の設備として兼用により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	25(2)4.2 燃料プールの代替注水系の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.6)f 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様を記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	74(7.3.6)f 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替炉内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要と電圧(電流)は、所定常設交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)g 低圧代替注水系	炉内常設蓄電池直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)h 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)i 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替炉内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)j 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)k 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)l ほう酸水注入系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	ほう酸水注入系は、非常用交流電源設備に加えて、代替炉内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)m ほう酸水注入系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)n ほう酸水注入系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)h 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器内部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故等対応設備(設計基準事故)である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	71 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.6)h 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条43	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉格納冷却水系(原子炉格納冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)を復旧できる設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.6)h 残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サプレッションチェンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器内部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故等対応設備(設計基準事故)である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	71 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.6)h 残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)によるサプレッションチェンバ内水の冷却)	SA	64条	64条29	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、全交流動力電源喪失又は原子炉格納冷却水系(原子炉格納冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(サプレッションプール冷却モード)を復旧できる設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.7) 非常用ガス処理系	原子炉建屋ブローアウトバルブ閉止装置	SA	74条	74条22	B	原子炉建屋原子炉種の放射性物質の閉じ込め機能維持	個数	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際、原子炉建屋ブローアウトバルブを閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブローアウトバルブ閉止装置(個数1)を操作し、事故かつ壊実に閉口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトバルブ閉止装置は現場においても、人により操作できる設計とする。	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	
原子炉格納施設	74(7.3.7) 非常用ガス処理系	非常用交流電源設備からの給電(被ばく量の低減)	SA	74条	74条24	E	電源設備からの給電	-	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.7) 非常用ガス処理系	常設代替交流電源設備からの給電(被ばく量の低減)	SA	74条	74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-	また、原子炉建屋ブローアウトバルブ閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.7)d 放射性物質拡散抑制系	ホース延長回収車	SA	70条	70条4	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1)) (燃焼燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設の「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	25(2)4.2 燃料プール代替注水系の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.7)d 放射性物質拡散抑制系	シルトフェンス	SA	70条	70条8	C	海洋への放射性物質拡散抑制	高さ 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に於いてシルトフェンスを二重設置することとし、階層排水排水網に1本1組(高さ約5m、幅約5m)として計2本、タービン種放散セグメントに1本1組(高さ約7m、幅約5m)として計2本、空相排水排水網に1本1組(高さ約5m、幅約11m)として計2本及び取水口に3本1組(1本あたり高さ約12m、幅約20m)として計6本の合計12本使用する設計とする。また、予備については、破壊時のバックアップとして、各設置場所に対して組の合計本を確保する。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備
原子炉格納施設	74(7.3.7)e 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への消火)	泡消火薬剤混合装置	SA	70条	70条9 70条10 70条10	C	航空機燃料火災時の消火	容量 個数	原子炉建屋周辺における航空機燃料火災に発生する重大事故等対応設備として、放水設備(泡消火設備)は、大容量注水ポンプ(タイプII)により泡消火薬剤を混合し、放水を消火薬剤と混合しながらホースを経由して放水槽から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。 泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に発生する重大事故等対応設備として、大容量注水ポンプ(タイプII)及び放水槽に接続することで、泡消火薬剤を混合し、放水できる設計とする。また、泡消火薬剤混合装置の保有数は、航空機燃料火災に発生する重大事故等対応設備として、1台と故障時及び保守点検時の予備として1台の合計2台を確保する。	設定根拠に関する説明書(別添)	
原子炉格納施設	74(7.3.7)e 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への消火)	ホース延長回収車	SA	70条	70条12	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	放水設備(泡消火設備)に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1)) (燃焼燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設の「3.3.4 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への消火)」の設備として兼用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	25(2)4.2 燃料プール代替注水系の兼用
原子炉格納施設	74(7.3.7) 可搬型要素ガス供給系	可搬型要素ガス供給装置発電設備からの給電(可搬型要素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化)	SA	67条	67条33 67条35	E	電源設備からの給電	-	可搬型要素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型要素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.7) 可搬型要素ガス供給系	原子炉格納容器フィルタベント系	SA	67条	67条11	B(B)	原子炉格納容器内の可燃性ガス排出	系統設計流量	原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素が大気へ排出するための重大事故等対応設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ装置、スクラビング液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、フィルタ装置出口側ラジエータ、配管、弁類、計測制御装置等と構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内滞留する可燃性原子炉格納容器内滞留ガスを經由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上へ排出する設計口から排出(系統設計流量10.0kg/s(10t/h)以下)することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気へ排出できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	74(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様を記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	74(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	排気路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設電圧式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能と設計とする。	-	
原子炉格納施設	74(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	74(7.3.9) 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型変流器供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条44	E	電源設備からの給電	-	可搬型変流器供給装置は、車室内に搭載された可搬型変流器供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)	SA	72条	72条19 72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)(6900V、1200Aのもの1個)、パワーセンタ(非常用)(600V、5000Aのもの2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V、800Aのもの14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V、800Aのもの1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA、6750/460Vのもの2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA、6900/460Vのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA、460/120Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。 これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことによる発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(1200V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(緊急用)(1200V、1200Aのもの3個)、動力変圧器(緊急用)(500kVA、6900/460Vのもの2個、750kVA、6750/460Vのもの1個)、パワーセンタ(緊急用)(600V、3000Aのもの1個)、モータコントロールセンタ(緊急用)(600V、800Aのもの4個)、ガスタービン発電機燃料移送ポンプ接続盤(600V、1000Aのもの1個)、460V原子炉建屋交流電圧切替盤(緊急用)(600V、150Aのもの1個)、460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V、30Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、120V原子炉建屋交流電圧切替盤(緊急用)(120V、30Aのもの2個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(20kVA、460/120Vのもの1個)を使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)(6900V、1200Aのもの1個)、パワーセンタ(非常用)(600V、5000Aのもの2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V、800Aのもの14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V、800Aのもの1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA、6750/460Vのもの2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA、6900/460Vのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA、460/120Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)(6900V、1200Aのもの1個)、パワーセンタ(非常用)(600V、5000Aのもの2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V、800Aのもの14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V、800Aのもの1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA、6750/460Vのもの2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA、6900/460Vのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA、460/120Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)(6900V、1200Aのもの1個)、パワーセンタ(非常用)(600V、5000Aのもの2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V、800Aのもの14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V、800Aのもの1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA、6750/460Vのもの2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA、6900/460Vのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA、460/120Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーカ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギヤ(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギヤ(高圧炉心スプレイ系用)(6900V、1200Aのもの1個)、パワーセンタ(非常用)(600V、5000Aのもの2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V、800Aのもの14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V、800Aのもの1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA、6750/460Vのもの2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA、6900/460Vのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA、460/120Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変圧器(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	中央制御室120V交流分電盤(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	460V原子炉建屋交流電源切替装置(非常用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	これとは別に上記3系統の非常用母線の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替用電源設備として、ガスタービン発電機接続装置(7200V、1200Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V、1200Aのもの2個)、動力変圧器(緊急用)(500kVA、6900/460Vのもの2個、750kVA、6750/460Vのもの1個)、パワーセンタ(緊急用)(600V、3000Aのもの1個)、モータコントロールセンタ(緊急用)(600V、800Aのもの4個)、ガスタービン発電機燃料移送ポンプ接続装置(600V、100Aのもの1個)、460V原子炉建屋交流電源切替装置(緊急用)(600V、150Aのもの1個)、460V原子炉建屋交流電源切替装置(非常用)(600V、30Aのもの2個)、メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V、1200Aのもの2個)、120V原子炉建屋交流電源切替装置(緊急用)(120V、30Aのもの1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急用)(200VA、460/120Vのもの1個)を使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	ガスタービン発電機接続装置	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変圧器(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	ガスタービン発電機燃料移送ポンプ接続装置	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	460V原子炉建屋交流電源切替装置(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	120V原子炉建屋交流電源切替装置(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	中央制御室120V交流分電盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V充電器2A及び2B	SA	72条	72条10 72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流主母線2A及び2B	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流主母線2A-1及び2B-1	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流電源切替装置2A及び2B	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流通用モータコントロールセンタ	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V、700Aのもの2個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流主母線2A及び2B(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1及び2B-1(125V、1800Aのもの2個)、125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3(125V、1200Aのもの6個)、125V直流電源切替装置2A及び2B(125V、60Aのもの2個)並びに125V直流通用モータコントロールセンタ(125V、800Aのもの1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載 する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	125V充電器2H	SA	72条	72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、2B及び2H並びに125V充電器2A、2B及び2H(125V、700Aのものを含む)125V、600Aのもの(1種)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対応設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	125V直流主母線盤2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	非常用直流電源設備のうち、125V蓄電池2H及び125V充電器2Hは、125V直流主母線盤2H(125V、1200Aのもの(1種)及び125V直流分電盤2H(125V、1200Aのもの(1種))へ接続することで、高圧炉心スプレィ系サイゼル発電機の起動信号及び初期励磁主(比)にメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレィ系)の制御回路等の高圧炉心スプレィ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	125V直流分電盤2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	125V代替充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充電器(125V、700Aのもの(1種))、250V充電器(250V、400Aのもの(1種))、非常用サイゼル発電機制御タンク、高圧炉心スプレィ系サイゼル発電機制御タンク、ガスタービン発電機制御タンク、タンクローリ)電路、計測制御装置等で構成し、125V代替蓄電池は125V直流主母線盤2A-I及び2B-I(125V、1800Aのもの(2種))並びに125V直流電源切替盤2A及び2B(125V、60Aのもの(2種))へ、250V蓄電池は250V直流主母線盤(250V、1800Aのもの(1種))へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	250V充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	250V直流主母線盤	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	緊急時対策用代替直流電源設備である電源車(緊急時対策用)は、メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策用)(720V、1200Aのもの(2種))、動力変圧器(緊急時対策用)(500kVA、600/400Vのもの(2種))、モータコントロールセンタ(緊急時対策用)(600V、800Aのもの(3種))、105V交流電源切替盤(緊急時対策用)(400/210-105V、220Aのもの(1種))、105V交流分電盤(緊急時対策用)(300VA、210-105Vのもの(1種))、120V交流分電盤(緊急時対策用)(10kVA/480/120Vのもの(2種))、210V交流分電盤(緊急時対策用)(15kVA/480/210Vのもの(2種))、125V直流主母線盤(緊急時対策用)(125V、1800Aのもの(3種))を經由して緊急時対策非常用送風機、緊急送風設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、統合炉心監視システム(IP電話及びIP-FAX)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	動力変圧器(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	105V交流電源切替盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	105V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	120V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	210V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	125V直流主母線盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 価数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	275kV送電線(松島幹線)第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	-	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社松島幹線(以下「松島幹線」という。))及び275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社松島幹線(以下「松島幹線」という。))、(第1号機設備、第1.2.3号機共用(以下同じ。))D2ルート回線及び受電専用回線として66kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社塚原支線(以下「塚原支線」という。))、(東北電力ネットワーク株式会社船川線(以下「船川線」という。))等を一併含む。及び東北電力ネットワーク株式会社石巻線(以下「石巻線」という。))、(第1号機設備、第1.2.3号機共用(以下同じ。))1ルート回線の合計3ルート5回線にて、電力系統に接続する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	275kV送電線(松島幹線)第3号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	-	275kV送電線(松島幹線)1ルート2回線は東北電力ネットワーク株式会社石巻支線(以下「石巻支線」という。))、275kV送電線(松島幹線)1ルート2回線は東北電力ネットワーク株式会社宮城中央支線(以下「宮城中央支線」という。))に連系する設計とする。また、66kV送電線(塚原支線(船川線1号を一併含む。))1ルート回線は東北電力ネットワーク株式会社宮城支線(以下「宮城支線」という。))及び石巻支線を經由し、その上流接続点である東北電力ネットワーク株式会社石巻支線(以下「石巻支線」という。))に連系する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	66kV送電線(第1号機設備、第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	-	上記3ルート5回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上下流接続点である石巻支線が停止した場合でも、外部電源からの電力供給が可能となるよう、宮城中央支線及び宮城支線に連系する設計とする。また、宮城中央支線が停止した場合にも、石巻支線及び宮城支線を經由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。また、宮城中央支線が停止した場合には、石巻支線及び宮城支線を經由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。更に、防凍対策として凍害の影響を及ぼさないように設計するとともに、保管を考慮し、275kV送電線引留部の端子に対しては、端子洗浄ができる設計とし、66kV送電線引留部の端子に対しては、絶縁強化を施した端子を設置し、送電線等に対しては、電着タンクに内包されているガス絶縁開閉装置を設置する。	-	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	275kV開閉所(社庫幹線)1号機設備、1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地震力に対し十分な支持性能を確保した設計	-	開閉所から主要機器側の送電設備は、十分な支持性能を持つ地に設置するとともに、耐震性の高い可とう性のある懸垂棒及び比重の軽いガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	275kV開閉所(松島幹線)3号機設備、1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地震力に対し十分な支持性能を確保した設計	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備	-	66kV開閉所(1号機設備、1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地震力に対し十分な支持性能を確保した設計	-	同上	-	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	起動変圧器	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する機能	-	設計基準対象施設に接続する電線は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から発電用原子炉施設への電力の供給が停止しない設計とし、275kV送電線4回線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにて起動変圧器を介して接続するとともに、66kV送電線は予備変圧器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)を介して接続する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	予備変圧器(第1号機設備、第1、2、3号機共用)	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	支持碍子	DB	45条	45条18	E	十分な支持性能の確保及び耐震性の確保	-	開閉所から主変電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子及び重心の低いガス絶縁開閉装置を設置する設計とする。 また、防振等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮し、275kV送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄ができる設計とし、66kV送電線引留部の碍子に対しては、絶縁性を阻害した碍子を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を設置する。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	碍子洗浄装置(杜島幹線用)(第1号機設備)	DB	45条	45条18	E	碍子の塩害対策機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	碍子洗浄装置(松島幹線用)(第3号機設備)	DB	45条	45条18	E	碍子の塩害対策機能	-	同上	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	煙	DB	11.52条	11.13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	-	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏入の防止及び防滴の対策を講じるとともに、電着を設置し、漏入した潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災による発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁の設置又は補隔による配置上の考慮を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	設備の溶接構造・シール構造	DB	11.52条	11.13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	-	同上	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	*換気設備(火災区域内の空調機器による機械換気) *防塵対策(発電機水素ガス供給設備油内包機器他) *貯蔵対策(非常用ディーゼル発電設備燃料タンク、軽油タンク他)	DB	11.52条	11.14 11.15 11.16 11.17 52条11 52条12 52条13 52条14	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	-	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理系設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素の漏れいを考慮した溶接構造とし、ラグランド部から水素の漏れいの可能性のある弁は、ペローズ弁等を用いて防滴の対策を行う設計とし、水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。 水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理系設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ポンプを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	*火花対策(金属製の筐体内に収納する等) *過熱防止(高温設備への保温材)	DB	11.52条	11.25 52条22	E	火災発生防止機能(発火源に対する対策)	-	火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	水素濃度検出器	DB	11.52条	11.19 52条16	E	火災発生防止機能(水素漏れい検出)	-	火災の発生防止における水素漏れい検出は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発生する設計とする。 水素ポンプを使用する火災区域又は火災区画については、ポンプ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う用途として保安規定に定め、管理し、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	放射線分解による水素蓄積防止対策	DB	11.52条	11.28 52条25	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	-	火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における、水素の蓄積防止対策として、社団法人火力発電技術協会(BWRN配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)等)に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	保護継電器、遮断器	DB	11.52条	11.26 52条23	E	火災発生防止機能(過電流による過熱及び焼損防止)	-	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	機器の主要な構成材料は不燃材料(ステンレス鋼、炭素鋼又はコンクリート等)の使用	DB	11.52条	11.30 52条28	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、架の躯体及びこれらに支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、炭素鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用(屋内に設置するものに限る)	DB	11.52条	11.39 52条37	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	難燃ケーブル	DB	11.52条	11.38 11.37 52条34 52条35	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び耐燃性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。 ただし、実証試験により耐燃性が確認できない積層ケーブル及び放射線モニターケーブルは、原子炉格納容器内については専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、耐火性を有するシール材を施すことにより、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするが、代替材料の使用が技術上困難な場合は、難燃ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	難燃性フィルタ(換気系)チャコールフィルタ除く)	DB	11.52条	11.38 52条36	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「JIS L 1031(繊維製品の燃焼試験方法)」又は「JACA No.11A-2003(空気清浄装置用材料燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	保温材(ケイ酸カルシウム、ロックウール及び金属等)	DB	11.52条	11.32 52条30	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備に使用する保温材は、原則「平成12年建設省告示第1400号」に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	建屋内装材(建築基準法に基づく不燃材料、消防法に基づく防火物品)	DB	11.52条	11.33 52条31	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する建屋の内装材は、「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	避雷設備	DB	11.52条	11.40 52条38	E	自然現象による火災の発生防止(落雷)	-	落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	自然現象による火災の発生防止(耐震設計含む)	DB	11.52条	11.41 52条39	E	自然現象による火災の発生防止(支持性能・耐震設計)	-	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計するとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に拠り、耐震設計を行う設計とする。 また、重大事故等対処設備は、施設の区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計するとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に拠り、耐震設計を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	煙感知器(防煙型を含む)	DB ^{III}	11.52.52	11.45 52.43 52.44	E	火災感知機能(煙感知)	-	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に適合し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の放射線型、アナログ式の屋外仕様仕様の熱感知カメラ、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器、非アナログ式の防煙型の煙感知器及び非アナログ式の防煙型の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	熱感知器(防煙型・熱感知カメラを含む)	DB ^{III}	11.52.52	11.45 52.43 52.44	E	火災感知機能(熱感知)	-	同上	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	炎感知器(赤外線・屋外仕様を含む)	DB ^{III}	11.52.52	11.45 52.43 52.44	E	火災感知機能(熱感知)	-	同上	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	火災受信機盤(蓄電池内蔵)	DB ^{III}	11.52.52	11.46 52.45	E	火災感知機能(火災感知設備の作動状態監視)	-	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状態を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されたアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。屋外の漏水ポンプ室(機械ポンプエリ)及びガスタービン発電機燃料移送ポンプを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特長が可能な設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認する目的で、消防法施行規則に準じ、同等の火災を模擬した試験を実施する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火器	DB ^{III}	11.52.52	11.50 52.49	E	消火設備機能(可搬型消火)	-	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないときは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	二酸化炭素消火器	DB ^{III}	11.52.52	11.53 52.52	E	消火設備機能(可搬型消火)	-	中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御室内の火災については、電機機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室及びケーブルトレイについては、自動消火設備であるハロンガス消火設備(局所)を設置する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火栓	DB ^{III}	11.52.52	11.52 52.50	E	消火設備機能(固定式消火)	-	なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積約7650m ³ に対してバーン排煙機等の容量が約4000m ³ であることから、煙が充満しない限り、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	移動式消火設備(化学消防自動車)	DB ^{III}	11.52.52	11.76 52.74	E	消火設備機能(可搬型消火)	-	移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の搬送機材を備え付けている化学消防自動車と台及び池原源動車とを配備する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火用照明器具(電池内蔵式)	DB ^{III}	11.52.52	11.77 52.75	E	消火設備機能(移動及び消火設備の操作のための照度確保)	-	建屋内の消火栓、消火設備機材の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間の十分に設備への移動等の時間も考慮し、8時間以上の容量の蓄電を内蔵する照明器具を配備する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	屋外消火設備の凍結防止対策(保温材含む)	DB ^{III}	11.52.52	11.73 52.71	E	消火設備機能(凍結防止対策)	-	屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火設備の破損、誤動作又は誤操作	DB ^{III}	11.52.52	11.50 52.49	E	消火設備機能(固定式消火)	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設を設置する火災区域又は火災区域の消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対応するための必要な機能を有する電機及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合は、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	隔離弁(消火水系を他系統と共用する場合の消火水系への優先供給対応)	DB ^{III}	11.52.52	11.62 52.60	E	消火設備機能(消火水系の優先供給)	-	消火用水供給系は、飲料水系や内用水系と共用する場合は、隔離弁を設置して管路の共用により、消火用水の供給を優先する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	管理区域外への流出防止	DB ^{III}	11.52.52	11.69 52.67	E	消火設備機能(放出消火剤の流出防止)	-	管理区域内で放出した消火剤は、放射線物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出防止するため、管理区域外管理区域の境界に同等を有するともに、各フロアの建内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁・耐火壁(貫通部シール・防火扉・防火ダンパ等)	DB ^{III}	11.52.52	11.66 52.63	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	-	建屋のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の凍結防止及び煙排とを連動し、煙排するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計し必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール・防火扉・防火ダンパ)により隣接する他の火災区域と分離するよう設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	煙等流入防止装置	DB	11.52.52	11.67	E	火災の影響軽減機能(煙の流入防止)	-	火災区域又は火災区域のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11.52.52	11.66	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	-	互いに相対する系列の火災防護対象機器等、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を分離する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	1時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11.52.52	11.69	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	-	互いに相対する系列の火災防護対象機器等、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を分離する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	高感度煙検出設備(中央制御室内)	DB	11.52.52	11.93	E	火災の影響軽減機能(中央制御室の火災早期検知)	-	中央制御室内には、異なる種類の火災感知器を設置する設計とする。また、火災発生時には、運転員による早期の消火活動によって、異なる安全系統への影響を軽減する設計とする。これに加えて、中央制御室に警報を発生する設計とする。また、蓄電池室には、直流閉鎖装置をインバータを設置しない。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	サーモグラフィカメラ(中央制御室内)	DB	11.52.52	11.94	E	火災の影響軽減機能(中央制御室の早期の火災検知)	-	火災の発生箇所の特長が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	排煙設備(中央制御室)	DB	11.52.52	11.109	E	火災の影響軽減機能(中央制御室の排煙)	-	運転員が居住する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策(遷行ケーブルトレイ・金属製の躯体に取柄)	DB	11.52.52	11.101	E	火災の影響軽減機能(燃料搬送機の増設及び搬送機の躯体ケーブルトレイの採用等)	-	(a) 火災防護対象機器等は、遷行ケーブルを使用するとして、電線管及びケーブルトレイの取柄により火災の影響軽減対策を行う設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	ケーブル処理室の火災防護対策	DB ^{III}	11.52.52	11.81 52.79	E	火災の影響軽減機能(ケーブル処理室の早期消火活動)	-	ケーブル処理室は、自動消火設備であるハロンガス消火設備により消火する設計とする。区分1ケーブル処理室及び区分2ケーブル処理室については、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とする。なお、区分2ケーブル処理室は、消火活動のための入口は1箇所であるが、部屋の大きさが大きく、室内の可燃物は少量のケーブルトレイのみであるため、火災が発生した場合においても、入口から消火器具による当該室への消火活動を行うことが可能な設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	蓄電池室の火災防護対策	DB ^{III}	11.52.52	11.20 52.17	E	火災防護対策(中央制御室に警報発生)	-	蓄電池室の火災防護対策は、火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備の火災防護対策	DB ^{III}	11.52.52	11.79 11.80 52.77 52.78	E	火災防護対策(未燃性の確保)	-	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未燃性が確保される設計とする。	-	※:52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	放射性廃棄物処理設備等の火災防護対策(環境への放射性物質の放出防止対策)	DB ^{III}	11.52.52	11.21 52.18	E	火災防護対策(放射性物質の放出防止)	-	新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が滴され、水分が放射性に濡れた状態となっても未燃性が確保される設計とする。	-	※:52条要求を含む

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機海水ポンプ室防漏壁横断部)	DB	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く)を有する建築及び設備の設置と、放散施設に建築及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として、防漏壁及び取水管路接続工を設置する設計とする。また、淡水防止設備として、淡水防止設備、水密扉、淡水防止扉及び止水バルブを設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機放水立坑防漏壁横断部)	DB	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第3号機海水ポンプ室防漏壁横断部)	DB	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第3号機放水立坑防漏壁横断部)	DB	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第3号機補機冷却海水系放水ビット淡水防止蓋貫通部)	DB	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	津波監視カメラ	DB	6.51条	6条42 51条42	E	津波監視機能	-	津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	取水ビット水位計	DB	6条51条	6条43 51条43	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水ビット水位計は、非常用電源から給電し、OP+1125mm-OP+19.00mを測定範囲として、非常用海水ポンプが設置された海水ポンプ室補機ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機原子炉建屋)	DB	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	評価の結果、淡水防護重点化範囲への溢水の可能性のある経路、溢水口が特定されたことから、地震による設備の破損箇所からの溢水の流入を防止するための溢水防止設備として、溢水防止壁、水密扉及び溢水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。 溢水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に押し流され損失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水位に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁、扉、逆流防止装置及び貫通部止水処置により溢水圧を防止するための対策を実施する。止水性を維持する淡水防護施設については、試験又は構造健全性評価によって止水性を確認する設計とする。	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機制御建屋)	DB	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機軽油タンクエリア)	DB	12条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	貫通部止水処置(第2号機海水ポンプ室)	DB	12条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	循環水系隔離システム	DB	6.12.51条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水低減については、破損箇所からの溢水を早期に自動検出し、自動隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器)を設置する。循環水系隔離システムは、隔離信号発生後、約30秒でタービン補機冷却海水ポンプ出口弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	タービン補機冷却海水系隔離システム	DB	6.12.51条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水低減については、破損箇所からの溢水を早期に自動検出し、隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏れし検出器)を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは、隔離信号発生後、約30秒でタービン補機冷却海水ポンプ出口弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	※:51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(Na.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	溢水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に押し流され損失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水位に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁、扉、逆流防止装置及び貫通部止水処置により溢水圧を防止するための対策を実施する。止水性を維持する淡水防護施設については、試験又は構造健全性評価によって止水性を確認する設計とする。	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(Na.2)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(Na.3)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(Na.4)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	FPMUWポンプ室逆流防止装置(Na.5)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	空調機械(A)室逆流防止装置(Na.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	-	同上	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	原子炉建屋ブローアウトパネル	DB	12条	12条23	B(B)	高気影響の軽減機能	設置枚数 開放差圧	また、主気管破断事故時等には、原子炉建屋原子炉内外の差圧による原子炉建屋ブローアウトパネル(設置枚数1枚、開放差圧4kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設として適用)の開放により、溢水防護区画内において高気影響を軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件における健全性に関する説明書	3.11(3.6.1 高圧炉心スプレイ系)
その他発電用原子炉の附属施設 淡水防護施設	-	保護カバー	DB	12条	12条22	D	高気影響の軽減機能	-	漏れい高気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏れい高気影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、漏れい高気による機器への影響を考慮した試験で性能を確認した保護カバーを設置し、高気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策	-	酸素濃度計(緊急時対策用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	酸素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が適切に監視できない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計(緊急時対策用)(個数1(予備))及び二酸化炭素濃度計(緊急時対策用)(個数1(予備))を設置する設計とする。また、区内への希ガス等の放射物質の侵入を低減又は防止するための健全な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所監視用モニター及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策	-	二酸化炭素濃度計(緊急時対策用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	同上	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策	-	緊急時対策所代替交流電源設備からの給電(居住性の確保(緊急時対策用))	SA	76条	76条5 76条6	E	電源設備からの給電	-	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。	-	-

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての「別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に記 載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記 載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子 炉の附属施設 緊急時対策所	—	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保(緊急時対策 所))	SA	76条	76条5 76条8	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、 代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電 源設備である電源車(緊急時対策所用)1台で緊急時 対策所に電源供給するための必要な容量を有する設 計とする。	—	

※補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フ
ロー』による

2. 比較表(技術基準要求機器リスト)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
施設共通(電巻)	防護ネット	電巻防護ネット(建屋開口部電巻防護ネット)	材料線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	電巻防護ネット	材料線径 網目寸法 厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通(電巻)		電巻防護鋼板(換気空調系ダクト防護壁) 電巻防護鋼板(原子炉補機冷却海水系配管防護壁) 電巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板) 電巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板)		材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			設備構成の差異であり、女川2号機では電巻に対する防護対策施設は、電巻防護ネット及び電巻防護鋼板としている。
施設共通(電巻)	扉	電巻防護扉	材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			女川2号機は電巻の影響を考慮する原については、電巻より防護すべき施設を内包する施設として整理しており、仕様については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて示している。
施設共通(電巻)	防護鋼板	電巻防護フード(建屋開口部電巻防護鋼製フード) 電巻防護フード(建屋開口部電巻防護コンクリート製フード)	材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	電巻防護鋼板	材料厚さ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	差異なし。
施設共通(火山)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板		— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
施設共通(外部火災)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板		— 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
施設共通(アクセスルート)	ホイールローダ	ホイールローダ(6,7号機共用)	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
施設共通(アクセスルート)					ブルドーザ	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
施設共通(アクセスルート)					バックホウ	台数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由	
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機				女川2号機
施設共通(地震)	原子炉建屋地下排水設備	7号機地下排水設備 5号機地下排水設備(6,7号機共用)	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	揚水ポンプ	個数 容量 揚程 原動機出力	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。	
						地下水位低下設備の設計方針		
					ドレーン 接続部 揚水井戸 配管 非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備) 常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備)	個数	地下水位低下設備の設計方針	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。
						—		
				電源盤	容量	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数	個数	使用済燃料プール監視カメラ	個数	差異なし。	
			使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量	個数 容量			女川2号機はカメラと冷却装置が一体型のため、記載していない。	
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	汚濁防止膜	汚濁防止膜(6,7号機共用)	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	シルトフェンス	高さ 幅 個数	差異なし。	
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		放射性物質吸着材(6,7号機共用)		重量			女川2号機は、放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能であることから、放射性物質吸着材は、自主対策設備と位置づけているため申請していない。	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6,7号機共用)		個数			柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚濁防止膜を設置するが、女川2号機は、陸上からの作業で設置可能であり、小型船舶は不要な設計としているため申請していない。	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	静的サイフォンブレイカ	サイフォンブレイク孔	—	—	サイフォンブレイク孔	—	差異なし。	
			使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書		

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)		個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	女川2号機は他号炉と共用しないため、共用設備なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					ホース延長回収車	台数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
原子炉冷却系統施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	フィルタ装置	個数 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	女川2号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
原子炉冷却系統施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。(女川2号機は、原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁を遠隔手動操作する際は、炉心損傷前であっても遠隔手動弁操作設備遮蔽の中で作業することから原子炉冷却系統施設としても申請している。)
原子炉冷却系統施設	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	耐圧強化ベント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	格納容器逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	サブプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)		容量 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機ではベント中に蒸気凝縮によりフィルタ装置水位が上昇するため、機能喪失しない水位に維持するため排水が必要で、その際にpH調整が必要である。女川2号機では水位上昇によっても機能喪失しない設計としており、排水せず、さらに待機時に十分な量の薬液を保有することで、ベント後でもアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉冷却系統施設		遠隔空気駆動弁操作設備		個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機の遠隔手動弁操作設備(4個)が設置される原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が無いため申請していない。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
原子炉冷却系統施設		燃料取替床ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉建屋ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	東海第二のブローアウトパネルはインターフェイスシステムLOCA時の開放に期待していないため申請していない。
原子炉冷却系統施設					ホース延長回収車	台数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
計測制御系統施設	<ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置圧力 フィルタ装置スクラビング水温度 残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 	<ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラビング水pH フィルタ装置金属フィルタ差圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度 	計測範囲 個数	計測範囲 個数	<ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置出口水素濃度 原子炉圧力容器温度 フィルタ装置入口圧力(広帯域) フィルタ装置出口圧力(広帯域) フィルタ装置水位(広帯域) フィルタ装置水温度 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 	個数 計測範囲	系統構成の相違による設備の相違。
			計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	検出器種類 計測範囲 個数	検出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	個数 計測範囲 検出器種類	差異なし。
			原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)	個数	個数	可搬型計測器	個数	女川2号機は他号炉と共用しないため、共用設備なし。
			計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置	格納容器内ガスサンプリングポンプ	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンプ個数 空調機容量	個数 吐出圧力 容量	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)	個数 容量 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガスサンプリングポンプとしてまとめて記載しており、差異なし。東海第二とは設備構成による差異。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設					格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	個数 容量 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガスサンプリングポンプとしてまとめて記載しており、差異なし。東海第二とは設備構成による差異。
						設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設		格納容器内ガス冷却器		個数 伝熱面積	格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(サンプル冷却器)	個数 伝熱面積	柏崎刈羽7号機と差異なし。東海第二とは設備構成による差異。
				設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
計測制御系統施設	非常用窒素供給系高圧窒素ガスポンペ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスポンペの最高使用温度(40℃)が環境条件(40℃)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンペ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスポンペの最高使用温度(40℃)が環境条件(40℃)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設		自動減圧系の起動阻止スイッチ		個数 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書			女川2号機の自動減圧系作動阻止機能は、自動で自動減圧系の起動阻止を行うインターロックの他に運転員の手動操作による自動減圧系の起動阻止も行えるが、運転員の操作忘れを考慮した場合、原子炉出力が逸走するという影響を踏まえ、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用した。
放射性廃棄物の廃棄施設	格納容器床ドレンサンパ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機にはベデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測装置(6.7号機共用)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	代替気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	差異なし。
放射線管理施設	小型船舶	小型船舶(海上モニタリング用)(6.7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	設備構成は差異なし。個数については個別の説明書に記載していないため、柏崎刈羽7号機同様設定根拠に関する説明書(別添)において個数を記載している。
放射線管理施設	可搬型ガスト・よう素サンブラ	可搬型ガスト・よう素サンブラ(6.7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	可搬型ガスト・よう素サンブラ	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	差異なし。
放射線管理施設	中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書		差圧計(中央制御室待避室所用)	個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書		差圧計(緊急時対策所用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では遠隔設計の相違により操作場所の隣接化設備は不要としているため、対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
放射線管理施設	第二弁操作室遮蔽		材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
放射線管理施設		5号機原子炉建屋内緊急時対策用乾電池内蔵型照明(ランタナイト)(6.7号機共用)		個数 非常用照明に関する説明書			明確にする必要がある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
放射線管理施設		中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタナイト)(6.7号機共用)		個数 非常用照明に関する説明書			明確にする必要がある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
原子炉格納施設	泡混合器	泡原液混合装置(6.7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤混合装置	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機の泡消火薬剤混合装置は、泡混合器と泡消火薬剤容器が一体となっていることから、容器を個別に申請していない。
原子炉格納施設	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	泡消火薬剤	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			
原子炉格納施設	サブプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	コリウムシールド	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機はコリウムシールドを設置しない状態でも、原子炉格納容器下部へ落下した溶融炉心がドレン配管内で凝固することを確認している。コリウムシールドは自主対策設備として設置することから申請していない。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機にはベデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機にはベデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機にはベデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプリット		高さ 幅 厚さ 材料				東海第二特有の設備であり、女川2号機にはベデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)はないため対象設備なし。
原子炉格納施設	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取扱床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	—	原子炉建屋ブローアウトパネル	—	差異なし。
原子炉格納施設	ブローアウトパネル閉止装置	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	—		—	
原子炉格納施設	ブローアウトパネル閉止装置	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	個数	個数	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	個数	差異なし。
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH	pH	フィルタ装置	個数 pH	女川2号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	移送ポンプ		容量 揚程 個数				女川2号機の原子炉格納容器フィルタベント系排水設備は、自重によって排水を移送可能であることからポンプを設置しない。また、排水設備は、原子炉格納容器の破損及び原子炉格納容器内の水素による爆発を防止する機能に直接関係せず、安定状態の維持を目的として使用することから、自主対策設備として位置付けているため申請していない。
原子炉格納施設	移送ポンプ		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				
原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数	個数	遠隔手動弁操作設備	個数	差異なし。
原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	汚濁防止膜(可搬型)	汚濁防止膜(6.7号機共用)	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	シルトフェンス	高さ 幅 個数	差異なし。
原子炉格納施設	汚濁防止膜(可搬型)	汚濁防止膜(6.7号機共用)	設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
原子炉格納施設		小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6.7号機共用)		個数			柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚濁防止膜を設置するが、女川2号機は、陸上からの作業で設置可能であり、小型船舶は不要な設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6.7号機共用)		設定根拠に関する説明書(別添)			
原子炉格納施設		放射性物質吸着材(6.7号機共用)		重量			女川2号機は、放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能であることから、放射性物質吸着材は、自主対策設備と位置付けているため申請していない。
原子炉格納施設		放射性物質吸着材(6.7号機共用)		設定根拠に関する説明書(別添)			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		遠隔空気駆動弁操作設備		個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機の遠隔手動弁操作設備(4個)が設置される原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が無いため申請していない。
原子炉格納施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)		容量 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機ではベント中に蒸気凝縮によりフィルタ装置水位が上昇するため、機能喪失しない水位に維持するため排水が必要で、その際にpH調整が必要である。女川2号機では水位上昇によっても機能喪失しない設計としており、排水せず、さらに待機時に十分な量の薬液を保有することで、ベント後もアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			女川2号機で原子炉建屋のパウンダリとなるブローアウトパネルは原子炉建屋ブローアウトパネルのための、申請していない。
原子炉格納施設		耐圧強化ベント系(系統設計流量)		系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機では炉心損傷前に限って使用することから、原子炉格納施設として申請していない。
原子炉格納施設					ホース延長回収車	台数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	電圧 電流 母線数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
		メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	— 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	— 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	— 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	差異なし。
		メタルクラッド開閉装置(7E)	電圧 電流 母線数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			
		メタルクラッド開閉装置(7E)	— 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	— 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置HPCS		電圧 電流 母線数		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)			設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置HPCS		—		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	パワーセンタ(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	—	—	パワーセンタ(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	モータコントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	モータコントロールセンタ(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	モータコントロールセンタ	モータコントロールセンタ	—	—	モータコントロールセンタ(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	モータコントロールセンタHPCS		電圧 電流 母線数		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)			設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	モータコントロールセンタHPCS		—		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 個数	容量 個数	動力変圧器(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	動力変圧器HPCS		電圧 容量 個数		動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)			設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用断路器 緊急用メタルクラッド閉閉装置 緊急用パワーセンタ 緊急用モータコントロールセンタ 緊急用直流125V主母線盤 緊急用直流125Vモータコントロールセンタ 緊急用直流125V計装分電盤 緊急用無停電計装分電盤 可搬型代替低圧電源車接続盤 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 緊急時対策用メタルクラッド閉装置(東海、東海第二発電所共用) 緊急時対策用パワーセンタ(東海、東海第二発電所共用) 緊急時対策用モータコントロールセンタ(東海、東海第二発電所共用) 緊急時対策用100V分電盤(東海、東海第二発電所共用) 緊急時対策用直流125V主母線盤(東海、東海第二発電所共用) 緊急時対策用直流125V分電盤(東海、東海第二発電所共用) 直流125V主母線盤 直流125Vモータコントロールセンタ 非常用無停電計装分電盤 直流±24V中性子モニタ用分電盤 直流125V主母線盤HPCS 緊急用直流125V充電器 緊急用電源切替盤 緊急用動力変圧器 可搬型整流器用変圧器 緊急用計装交流主母線盤 緊急時対策用動力変圧器(東海、東海第二発電所共用) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用断路器(6.7号機共用) AM用MCC(7B-1A,7B-1B,7B-1C) AM用MCC(7B-1D) 緊急用電源切替接続装置 緊急用電源切替箱断路器AM用切替盤 直流125V充電器(7A) 直流125V充電器(7A-2) 直流125V充電器(7B) 直流125V充電器(7C,7D) 直流125V主母線盤(7A) 直流125V主母線盤(7B) 直流125V主母線盤(7C,7D) 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替盤AM用切替装置(SRV) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤1(6.7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤2(6.7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤3(6.7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流電盤(6.7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用変電盤(6.7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤(6.7号機共用) AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤(6.7号機共用) 	電圧 電流 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	中央制御室120V交流分電盤(非常用) 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用) ガスタービン発電機接続盤 メタルクラッドスイッチギア(緊急用) 動力変圧器(緊急用) パワーセンタ(緊急用) モータコントロールセンタ(緊急用) ガスタービン発電機燃料移送ポンプ接続盤 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 中央制御室120V交流分電盤(緊急用) 125V充電器2A及び2B 125V直流主母線盤2A及び2B 125V直流主母線盤2A-1及び2B-1 125V直流分電盤2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2及び2B-3 125V直流電源切替盤2A及び2B 125V直流RCICモータコントロールセンタ 125V充電器2H 125V直流主母線盤2H 125V直流分電盤2H 125V代替充電器 250V充電器 250V直流主母線盤 メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策用) 動力変圧器(緊急時対策用) モータコントロールセンタ(緊急時対策用) 105V交流電源切替盤(緊急時対策用) 105V交流分電盤(緊急時対策用) 120V交流分電盤(緊急時対策用) 210V交流分電盤(緊急時対策用) 125V直流主母線盤(緊急時対策用)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機として必要な電源盤類を抽出している。
非常用電源設備	可搬ケーブル(6.7号機共用)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、女川2号機では、同様の設備なし。			
非常用電源設備	号炉間電力融通ケーブル(常設)(6.7号機共用)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単号炉申請のため号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
非常用電源設備		号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(6.7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単独号炉申請のため号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)
浸水防護施設	取水ピット水位計	取水槽水位計	個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	取水ピット水位計	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機との差異なし。
浸水防護施設	潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書				津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機と同様に対象設備なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(検知器制御盤及び検知監視盤)		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(漏えい検知器)	循環水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	/	循環水系隔離システム	/	/
浸水防護施設	循環水系隔離システム(循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁)		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	/		/	/
浸水防護施設	可換継手(循環水管伸縮継手)		継手部とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(検知制御盤・監視盤)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
浸水防護施設	防護カバー		配管とのすき間 設定根拠に関する説明書(別添)				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-1		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-2		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉建屋ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		保護カバー(蒸気防護カバー)		— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	保護カバー	— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		タービン補機冷却海水系隔離システム		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機冷却海水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水置低減のため設置。
浸水防護施設		7号機地下水排水設備		容量 揚程 原動機出力 個数 換出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)			設計方針の差異であり、女川2号機では地下水位低下設備に対して、浸水防護施設として期待していない。
浸水防護施設		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			設計方針の差異であり、女川2号機では原子炉建屋とタービン建屋間ブローアウトパネルについて閉鎖することとしているため、同様の設備はない。
緊急時対策所	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	酸素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	酸素濃度計(緊急時対策所用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機	女川2号機		
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6.7号機共用)		個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6.7号機共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書			女川2号機では、放射線管理施設の「差圧計(緊急時対策所用)」として整理している。